

議案第 2 1 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 0 中丸子地区整備計画区域の表 B - 3 地区の区域の部建築物の
用途の制限の項第 3 号中「別表第 2 (㉞)項第 1 号(1)」を「別表第 2 (㉟)項第 1 号(1)」
に改め、同項第 4 号中「別表第 2 (㉞)項第 2 号」を「別表第 2 (㉟)項第 2 号」に改
め、同表 C - 1 地区の区域の部建築物の用途の制限の項第 5 号中「別表第 2 (㉟)
項」を「別表第 2 (㉞)項」に改め、同表 C - 2 地区の区域の部建築物の用途の制
限の項第 4 号中「別表第 2 (㉞)項第 1 号(1)」を「別表第 2 (㉟)項第 1 号(1)」に改め、
同項第 5 号中「別表第 2 (㉞)項第 2 号」を「別表第 2 (㉟)項第 2 号」に改める。

別表第 2 の 3 0 小田栄西地区整備計画区域の表 D 地区の区域の部建築物の用
途の制限の項第 2 号中「別表第 2 (㉞)項第 1 号」を「別表第 2 (㉟)項第 1 号」に改
める。

別表第2の33 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表に次のように加える。

登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区の区域	建築物の用途の制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。
-------------------	-----------	--

別表第2の36 港町地区整備計画区域の表B地区の区域の部建築物の用途の制限の項第4号中「別表第2(㉞)項第1号(1)」を「別表第2(㉟)項第1号(1)」に改め、同項第5号中「別表第2(㉞)項第2号」を「別表第2(㉟)項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表33 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定め、及び建築基準法の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。